

平良港保安警備業務 仕様書

- 1 警備対象地区 平良港港湾区域内（漲水地区）
- 2 警備方式 巡回警備
- 3 警備実施上の留意点
 - （1）管理者及び関係職員と綿密な連絡を常時保持すること。
 - （2）服務規律を厳正にし、甲の名誉と信用を害さないこと。
 - （3）来訪者の対応に際しては、言語、態度に注意し、常に親切に務めること。
 - （4）事故の取扱措置に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、市及び事業者の関係責任者と連絡協議することとし、独断で処理しないこと。
- 4 警備業務内容
 - （1）詳細仕様書は別紙1を参照すること
- 5 勤務態様
 - （1）通常勤務時：定期巡回は、1日に7回程度を基準とするが、必要に応じ巡回回数を増やすこと。
 - （2）国際ふ頭時：各ふ頭の保安規程を遵守すること。
- 6 緊急事態発生の際は、速やかに必要な処理を取ると共に、関係各方面へ連絡し、事故を最小限に食い止めるよう努力すること。市、事業者の責任者の指示により、協力体制を執ること。
- 7 警備日誌等の提出（警備日誌及び制限区域内一時立入者名簿）

月曜日から木曜日の平日の警備状況及び立入状況は、所定の様式により記入し、翌日の10時までに市に提出するものとする。金曜日から日曜日及び祝祭日の警備状況及び立入状況は、休み明けの最も近い平日の10時までに、市に提出するものとする。

なお、事故発生に際しては、概要を口頭若しくは電話で速やかに市の責任者に報告し、後日文書により詳細に報告すること。
- 8 その他

警備員は、業務上知り得た事項については他言してはならない。退務後又は休日、祝祭日等の外部からの電話及び連絡を受けた場合、緊急に処置を要する物については、関係職員に連絡処理する。但し、私的なものについてはその限りでない。

警備業務の実施に当たっては、この仕様書の定めるもののほか、管理者の指示に従うものとする。

詳細仕様書

- 1 警備業法第 16 条に基づき、警備員は勤務中正しく制服を着用し、胸部に所属・氏名などを明記した名札をつけること。
- 2 携帯電話を携帯すること。必要に応じて警棒、誘導棒、懐中電灯等を装備すること。
- 3 埠頭の保安規程を順守すること
- 4 ふ頭内の定期巡回（7 回程度/日）
- 5 不法投棄の監視、予防措置（簡単なゴミ拾い等）
- 6 停泊船名を確認し、警備日誌へ記入
- 7 放置車両の監視、車両No.の報告
- 8 ふ頭内道路、臨港道路の照明点灯確認
- 9 常習違法駐車車両の記録及び警告書貼り